

令和3年度（2021年度）使用済み食用油の買取に関する 見積書の提出について（要領）

1 見積書の概要

鎌倉市が収集した使用済み食用油を買受け、資源化すること。

2 見積書提出資格条件

以下に示す条件を全て満たす業者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- (2) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていない者であること。
- (3) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていない者であること。
- (4) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当しない者であること。
- (5) 過去2箇年以内に銀行取引停止処分を受けていない者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度令和元年・2年度（2019・2020年度）の本市の入札参加資格を有することとなった者は除くものとする。
- (6) 過去6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、令和元年・2年度（2019・2020年度）の本市の入札参加資格を有することとなった者は除くものとする。
- (7) 別紙の仕様書による買受及び買受物の資源化の能力を有し、誠実に実行できる者であること。（※確認のために契約交渉の過程で現地調査を行います。ただし、同様の資源化業務の実績がある場合は除きます。）

3 見積書の提出の周知

鎌倉市ホームページ上に掲載することにより公募する旨を周知する。

4 提出の手順

見積書を提出する者は、以下に定める見積書等を定められた期間までにごみ減量対策課へ提出する。

(1) 見積書

仕様書に基づく物品名「使用済み食用油の買取」及び同1キログラム当たりの

買取価格（消費税及び地方消費税を除く本体価格）を記載したもの。書式は自由（代表者氏名及び代表者印が必須）。

(2) 契約実績報告書

過去2箇年の間に本市、国、他の地方公共団体又は公法人との契約を2回以上締結していることを報告してください。指定書式あり。

また、本市との契約ではない場合は、契約金額と契約期間が分かる契約書の表紙及び発注者・受注者の捺印が押された箇所の写しを同封してください。

報告書を提出できない場合は、本市と契約を締結する際に、契約保証金の納付が必要になります。

(3) 見積書提出資格申出書等

見積書提出資格を満たしていることを確認するための申出書となりますので御署名・御捺印をお願いいたします。

(4) 役員事項等届出書

かながわ電子入札共同システムに登録がない場合のみ、提出をお願いいたします。役職に就かれている全ての方の届け出をしてください。

(5) 提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和3年（2021年）3月17日（水）午後5時厳守

イ 提出先 鎌倉市環境部ごみ減量対策課へ直接持参又は郵送

（〒248-8686鎌倉市御成町18番10号）

5 質問の受付及び回答

仕様書、要領等についての質問を指定用紙により以下のとおり受け付けます。回答は、鎌倉市ホームページへ掲載します。

(1) 受付期間 令和3年（2021年）3月10日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

FAX、郵送、持参又はE-MAIL（件名：使用済み食用油の買取に関する見積）と記載し、gomi@city.kamakura.kanagawa.jpへ）で提出して下さい。

(3) 提出先

鎌倉市環境部ごみ減量対策課（住所：〒248-8686鎌倉市御成町18番10号）

（FAX：0467-23-8700）

(4) 指定用紙 鎌倉市ホームページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>) からダウンロードしてください。

6 買受者の契約相手の決定方法について

提出された見積書に記載された1キログラム当たりの買取価格（消費税及び地方消費税を除く本体価格）が最も高い価格を提示した者を契約候補者とします。ただ

し、最も高い価格を提示した者が複数いた場合は、該当する者に再度の見積書の提出を依頼し、最も高い価格を提示した者を契約候補者とします。

契約にあたっては、事前に見積書提出資格条件を確認するため、契約候補者の現地調査等を実施し、使用済み食用油の資源化業務が可能なことを確認し、契約相手として決定します。

7 契約について

- (1) 契約相手に決定した者とキログラム単位による単価契約（随意契約）の契約交渉を行います。
- (2) 契約相手が契約締結までに「2 見積書提出資格条件」に示す資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結できません。予定する契約相手との契約が成立しなかった場合は、改めて次点の見積書を提出した者と契約交渉を行います。
- (3) 契約等の結果については、鎌倉市ホームページで公表します。